

お客様の「いきいき」のために

お客様の健康を考えます

適切でない飲酒によるお客様の健康障害などを防止するため、適正飲酒の啓発活動を行うとともに、商品の特性をわかりやすくお伝える表示を心掛けています。

適正飲酒の啓発活動

お酒は、適量であればストレス緩和やコミュニケーションを円滑にすることに役立ちますが、飲みすぎによる健康障害や未成年者飲酒、飲酒運転などの問題があることも事実です。

宝酒造では、適正飲酒の啓発は酒類を製造販売する企業の重要な責任と考え、この問題にいち早く取り組んできました。1985年の「Say Noキャンペーン」では「いい日、いい酒、いいマナー」を提唱し、さまざまな形でメッセージを発信したほか、1986年にはお酒の正しい知識や飲み方をわかりやすくまとめたパンフレット「Say No読本」を発行しました。

今年からは「Say No読本」の内容をリニューアルした「お酒おつきあい読本」をさまざまなイベントでご提供しています。

未成年者飲酒防止の取り組みとしては、1995年から製品本体における注意表示を実施しています。また、飲酒運転防止に関しても同年より自主的な取り組みとして注意表示を実施しています。



1985年当時の「Say Noキャンペーン」ポスター



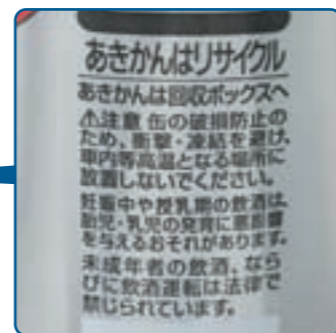
HP: 「お酒おつきあい読本」

「お酒おつきあい読本」

妊産婦飲酒の防止

妊娠中の女性が飲酒をすると、アルコールは血液を介して赤ちゃんの体内に入ります。その結果、生まれてくる赤ちゃんに脳や身体の発育障害、特徴のある顔貌、臓器・生殖器・手足の皮膚・骨・筋肉などの障害が現れる危険性があります。これらは「胎児性アルコール症候群」と呼ばれており、出産障害の原因の一つとされています。

宝酒造では、ホームページや「お酒おつきあい読本」を通じて妊産婦飲酒の危険性についてお知らせしています。また、2004年に酒類業界として酒類の容器に妊産婦に対する飲酒の注意表示を入れることを決め、当社の酒類商品においても「妊産婦飲酒警告表示」を実施しています。

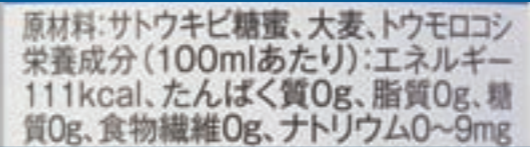


適正飲酒に関する注意表示

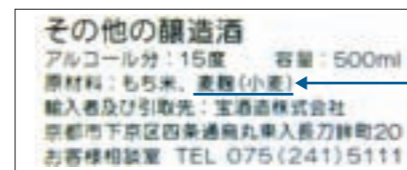
原材料・栄養成分・アレルギー等の表示

関連法規に準じて表記することはもちろんのこと、以下のような表示を実施し、お客様への適切な情報提供に努めています。

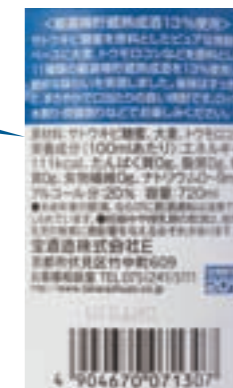
①厚生労働省が定めた栄養表示基準の適用対象品以外で



宝焼酎「純」の裏ラベルに原材料・栄養成分を表示



アレルギー表示の例(紹興酒)



原材料・栄養成分



誤飲防止の取り組み

宝酒造では、1995年に目の不自由な方の誤認飲酒防止のために国内で初めてタカラ can チューハイシリーズの缶ぶたに点字で「おさけ」の表示を入れました。2002年には、やはり国内で初めて酒類紙パック商品のキャップに、同様の表示を入れました。



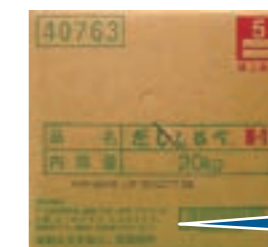
缶ぶたやキャップに点字を表示



商品の表示に関するさまざまな取り組み

商品表示に関連する法改正等に対応した商品表示に取り組んでいる例をご紹介します。

①加工食品向けのキュービテナー等の商品は、これまでJAS法の表示義務対象から除外されてきました。2008年4月から業者間取引の商品についても原材料名等を、商品に表示し、もしくは納品書・規格書等に記載して納入先に伝達することが義務付けられました。当社では、より確実に情報を伝えるために、商品に直接表示する方法を採用し、実施いたしました。



(原材料名)
かつお節調味液、食塩、にぼし粉末、アルコール、砂糖、かつおエキス、こんぶエキス、調味料(アミノ酸等)、安定剤(キサンタン)

加工食品向けの商品にも原材料を表示

②2008年6月に食品衛生法の一部(アレルギー物質を含む加工食品の表示制度)が改正され、表示奨励品目であった「えび、かに」が表示義務品目に変更になりました。2010年6月までは移行期間ですが、当社では、今回の表示義務品目の変更に関わりなく、アレルギー表示制度が導入された2002年以降、義務表示5品目と奨励表示20品目のすべてを対象としてアレルギー表示を実施し、商品に含まれるアレルギー物質の正確な情報を提供できるよう努めています。